

野辺地町緊急銃猟対応マニュアル

青森県野辺地町

令和8年9月

目 次

1	はじめに-----	1
	(1) 背景と目的-----	1
	(2) 定義・用語整理-----	1
2	緊急銃猟に備えた平時における事前準備-----	3
	(1) 対応体制の整備-----	3
	(2) 許可権限-----	5
	(3) 連絡体制の構築-----	5
	(4) 捕獲者リストの作成-----	6
	(5) 机上訓練・実地訓練-----	6
	(6) 保険加入-----	6
	(7) 必要な資材・備品の確保-----	7
	(8) 地域住民に対する情報発信-----	8
3	緊急銃猟実施に向けた現場対応-----	9
	(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ-----	9
	(2) 通報時の対応-----	11
	(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定-----	12
	(4) 緊急銃猟の実施-----	13
	(5) 緊急銃猟実施後の対応-----	13
別紙 1	緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト-----	16
別紙 2	緊急銃猟確認チェックリスト-----	17
別紙 3	緊急銃猟実施報告様式-----	18

1 はじめに

(1) 背景と目的

近年、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生獣が市街地や住宅地に出没する事例が増加傾向にあり、人身被害の発生が懸念されているほか、地域住民の不安が深刻化している状況にある。従来の狩猟制度や有害鳥獣捕獲制度では、実施区域・期間の制限や手続き上の制約があることから、突発的な出没事案に迅速に対応することが困難であった。このため、地域住民の生命・身体の安全を確保する観点から、緊急的な捕獲体制整備が求められたことから、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「法」という。）」の緊急銃猟制度の創設を内容とする改正がなされ、令和7年9月1日より施行された。

緊急銃猟制度は、危険鳥獣が市街地等の人の日常生活圏に侵入した場合、有害鳥獣捕獲や通常の追い払い等で対応できない状況に即応し、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、銃器を用いて捕獲することを可能とする制度である。

緊急銃猟を実施する際には、多数の法令を確認する必要があるほか、関係機関との連携などの迅速さと地域住民の安全確保を両立させることが必要不可欠であり、事前の準備を行っていないければ対応は困難を極める。このマニュアルは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「施行令」という。）」第1条に規定される危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合に備えて、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることを目的とする。

(2) 定義・用語整理

ア 緊急銃猟

危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、法第34条の2に基づいて市町村長が、銃器の使用による人の生命・身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した危険鳥獣の捕獲等を行うこと。

イ 有害鳥獣捕獲

学術研究、鳥獣の保護又は管理等の目的で、法第9条に基づき環境大臣又は都道府県知事が許可する捕獲行為。青森県においては、昭和56年に狩猟鳥獣及びダイサギ、サギ、トビ、ドバト、サル（下北半島のニホンザルを除く。）並びに飛行場区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲許可権限を全市町村に移譲している。

ウ 緊急捕獲

有害鳥獣捕獲の一部。ツキノワグマ等が住居集合地域等に出没し、人身又は財産に危険が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合、原則、町は許可権限を有する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を捕獲従事者に速やかに付与し、捕獲を依頼するとともに、警察署及び農林水産事務所等の関係機関に情報を提供することとしている。ただし、ツキノワグマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生するおそれが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況にあり、かつ、法第9条に基づく許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察部局と密接に連携・協力し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項に基づく警察官の命令又は刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする。

エ 捕獲者

緊急銃猟実施に当たり、町から委託等を受けて対象危険鳥獣への銃猟を行う者（射手）。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため「捕獲者」とする。

オ 危険鳥獣

人の日常生活圏に出没した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣。ツキノワグマ、イノシシを指す。

カ 錯誤捕獲

本来捕獲したい鳥獣ではない、別の鳥獣がわなにかかること。

キ 危険猟法

爆発物、劇薬、毒物を使用する捕獲。麻酔薬に使用されることのある塩酸ケタミン等の施用量によっては危険猟法に該当する可能性がある。該当した場合は、麻酔薬の施用量に応じて県知事又は環境大臣の許可が必要。

ク 住居集合地域

200m以内に人家が10軒以上ある場所を示す。ビニールハウスなどは人家に含まない。緊急捕獲の場合、住居集合地域では発砲命令が必要である。

ケ 麻酔銃猟

麻酔薬を用いた銃猟。住居集合地域で行う場合には、麻酔薬の施用量に応じて県知事又は環境大臣の許可が必要となる。

コ 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止措置法」という。）に基づき町が設置する有害鳥獣捕獲、被害防止対策等の実践活動を行う団体。鳥獣被害防止措置法に基づく事業を実施していない市町村においては、管内における狩猟免許所持者で構成される団体等を指す。

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の整備

平時から役割の明確化を行うことで、人の生活圏に危険鳥獣が突発的に出没した際にも迅速かつ適切な対応を行うことができる。

想定される必要な役割は以下のとおり。

(表1) 対応者とその役割

対応者	役割
町長	・緊急銃猟の実施の決定 ・県への応援要請 ・錯誤捕獲時等における緊急捕獲許可
産業振興課	・現場の指揮 ・住民への注意喚起依頼 ・情報の統括（報道機関対応等） ・出没場所等の管理者・地権者との調整 ・関係機関との連絡体制整備 ・必要物品の準備、運搬指示 ・記録 ・緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復 ・損失補償 ・捕獲個体の適切な処理
総務課	・自治会等（住民）への注意喚起、周知 ・町ホームページ、公的 SNS、報道投込みでの注意喚起
防災管財課	・防災無線による注意喚起、周知 ・パトロール車による注意喚起、周知
町民課	・環境トラック等による必要物資等の運搬
建設水道課	・安全確保（通行制限、誘導等） ・パトロール車による注意喚起、周知
介護・福祉課	・近隣介護保険施設、福祉施設等への注意喚起、周知
健康づくり課	・近隣保育園等への注意喚起、周知
学校教育課	・近隣学校への注意喚起、周知
議会事務局	・議員への注意喚起、周知
各施設所管課	・担当施設への注意喚起、周知
野辺地町鳥獣被害対策実施隊	・追い払い ・捕獲者の推薦 ・出没箇所の調査（誘因物、移動ルート、ねぐら等） ・捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な捕獲者のサポートの実施 ・緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復
捕獲者（射手）	・緊急銃猟の実施 ・麻酔銃等での捕獲 ・捕獲場所、方法等に関する担当部局への助言等
横浜町 六ヶ所村	・町村の境界付近での危険鳥獣出没情報の共有 ・町村の境界付近での緊急銃猟実施に関する情報の共有

東北町 平内町 担当部局	・ 町村の境界付近での緊急銃猟実施にあたっての実施体制の共有、事前調整
野辺地警察署	・ 安全確保、パトロール ・ 緊急銃猟実施に関する助言等（特に実施場所、射線等） ・ 交通規制に係る人員配置への協力
野辺地消防署	・ 人身被害発生時の対応
青森県自然保護課	・ 町からの応援要請に応じ、町の指揮の下で活動（別紙 2 緊急銃猟実施チェックリストに基づく進行状況確認及び助言等） ・ 緊急捕獲の際の住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（緊急銃猟時の麻酔銃猟は県の許可不要） ・ 県境付近での緊急銃猟の実施にあたっての近隣県への情報共有
環境省東北地方環境事務所	・ 危険猟法（法第 36 条、劇薬、毒物等使用）使用時の許可

(2) 許可権限

緊急銃猟のほか、関連する下記の行為の許可権限は以下のとおりであるため留意すること。

(表2) 許可権限一覧

緊急銃猟	町長
緊急捕獲許可	町長（委任事務規則により昭和 56 年度に委任済み）
有害捕獲許可	町長（委任事務規則により昭和 56 年度に委任済み） ※上北農林水産事務所管内で 2 市町村以上にまたがり許可を出す必要がある場合は、上北農林水産事務所長 ※ 2 以上の農林水産事務所で管轄する地域にまたがり許可を出す場合は、青森県自然保護課長
住居集合地域等の麻酔銃猟許可（緊急捕獲のみ）	県自然保護課長
警察官職務執行法による発砲命令	警察官（発砲命令は警察側の判断で行われ、必ず命令が出されるわけではないため留意すること。） ※併せて緊急捕獲許可も必要

(3) 連絡体制の構築

体制の整備で明らかにした関係者との連絡体制を構築し、平時からの情報共有等を図ること。

連絡体制は、別図 1 「連絡体制フロー図」のとおり

(4) 捕獲者リストの作成

緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者について、予め氏名や住所、連絡先等必要な事項をリストアップしておき、法において定められている要件が達成されているか平時から確認をしておくこと。

緊急銃猟を実施可能な能力等要件については、別紙1「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用いて確認を行うこと。

なお、有事の際には、別表1「捕獲者リスト」の第1順位の者から連絡を行い、出動可能な方に依頼すること。2名以上から出動の同意を得ることが望ましい。

(5) 机上訓練・実地訓練

平時からの準備として、緊急銃猟に関する机上訓練及び実地訓練を実施する。銃猟を行うタイミングや銃猟を行うことができる場所について、関係者間で共通の認識を持つこと、対象鳥獣の生態や習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没時の対応方針等の必要な知識が得られるよう、定期的な研修を年1回以上行う。

ア 机上訓練（例年6～9月頃、捕獲者（鳥獣被害対策実施隊等）向け研修等と併催）

参加者 …担当課、実施隊、警察署

内 容 …①通報→判断→人員配置→安全確保の流れの確認

②航空写真や住宅地図を用いて机上での避難範囲や安土（バックストップ）、捕獲位置等の確認

③捕獲者（鳥獣被害対策実施隊等）向け研修（法令確認、安全確保対策、銃器の取り扱い）

イ 実地訓練（例年7～10月頃）

参加者 …可能な限り関係者全員を招集

内 容 …緊急銃猟の実施が想定される河川敷等の現地において、現場の状況や周辺環境を確認しながら、跳弾のおそれのある範囲や通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難範囲、マスコミの制御等を実施するエリアを検討。安土等の条件や発砲する際の矢先の確認等を市町村職員と捕獲者、警察等が中心となり確認。

(6) 保険加入

人の日常生活圏において行う緊急銃猟では、山野における従来の鳥獣捕獲では想定していない器物等への損害が生じる可能性がある。

緊急銃猟により、物損や万一の人身被害が生じた場合には、実施者である市町村が損失を補償・賠償することとなっているため、あらかじめ保険に加入しておくことが推奨されている。

保険に加入した場合は、保険商品名、期間、会社名、緊急連絡先をリスト化した別表2「保険加入状況リスト」を作成し保管しておくこと。

(7) 必要な資材・備品の確保

緊急銃猟対応のほか人の日常生活圏への危険鳥獣の出没に備え、対応に当たる職員等の安全確保に係る資材、関係者間で必要な情報共有や複数の関係者が連絡を取り合いながら安全かつ確実な捕獲を行うための備品を整備する。

(表3) 資材・備品一覧表

種類	備考
捕獲者の証票 (ゼッケン or 腕章)	捕獲者用。町が実施を指示してから受け渡し、着用させる。(射手2名を想定)
土地の立ち入り用証票 (ゼッケン or 腕章)	緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるものにすることがある。
無線・トランシーバー (産業振興課備品)	現場指揮や避難誘導、交通制限の担当者に割り振る。
ヘルメット	捕獲者及びサポート者 ※その他捕獲現場臨場者分あることが好ましい
盾	ツキノワグマ反撃時の捕獲者緊急退避用、サポート者が装備。(捕獲者1名に対して1名のサポート者を想定)
プロテクター	捕獲者及びサポート者の安全確保
クマスプレー (ツキノワグマに有効性のあるもの)	サポート者 ※その他捕獲現場臨場者分あることが好ましい
カメラ・ビデオカメラ	緊急銃猟の様子を撮影し記録。スマホ等でも可。 ※捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、町の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるようにする。
懐中電灯等照明器具	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要
カラーコーン	交通規制時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
規制テープ	交通規制時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
誘導灯、赤旗等	交通規制時にのみ使用
反射材付きベスト	交通規制時にのみ使用
車両	移動及び通行制限範囲明示用として使用
トラック	緊急銃猟時の足場及び捕獲個体搬出用
土嚢	バックストップ補強等
消石灰	原状回復時に消毒用として使用
緊急銃猟対応マニュアル	
緊急銃猟ガイドライン (環境省作成)	

緊急銃猟確認チェックリスト（別紙2 p.17）	法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト化したもの。町が緊急銃猟の実施可否を判断する際に使用
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（別紙1 p.16）	法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ町の判断により任意で確認する事項をチェックリスト化
町区域内の航空写真、国土地理院地図、住宅地図等	緊急銃猟実施時における交通制限、退避箇所等の範囲決定のための参考資料

（８）地域住民に対する情報発信

日常の目撃情報等について、町公式LINE等のSNSで情報発信・注意喚起を行う。

緊急銃猟実施にあたり、地域住民の理解が得られるよう、平時から町ゲームページ等により、環境省資料を活用し、緊急銃猟の仕組みや必要性等の周知を行う。

（ホームページ掲載）



緊急銃猟制度について

緊急銃猟制度は、近年ツキノワグマ・イノシシの人の生活圏への侵入が増加していることを受けて新たに創設された制度で、人の日常生活圏にクマやイノシシが出た場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度です。

【環境省作成チラシ】

緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いします

緊急銃猟とは
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたヒグマの捕獲等を行うことを指します。
以下の4つの条件が満たされた場合のみ実施されます。

- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない

● 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。

● 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。

● 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ちつく（大声を出さない、急に動かない）
- ・ヒグマから視線をそらす（動物に背後を向けない）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する

もし襲われたら

- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ

問い合わせ先

お問い合わせ

産業振興課
TEL 0175-64-2111（代表） FAX 0175-64-7510

3 緊急銃猟実施に向けた現場対応

(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ

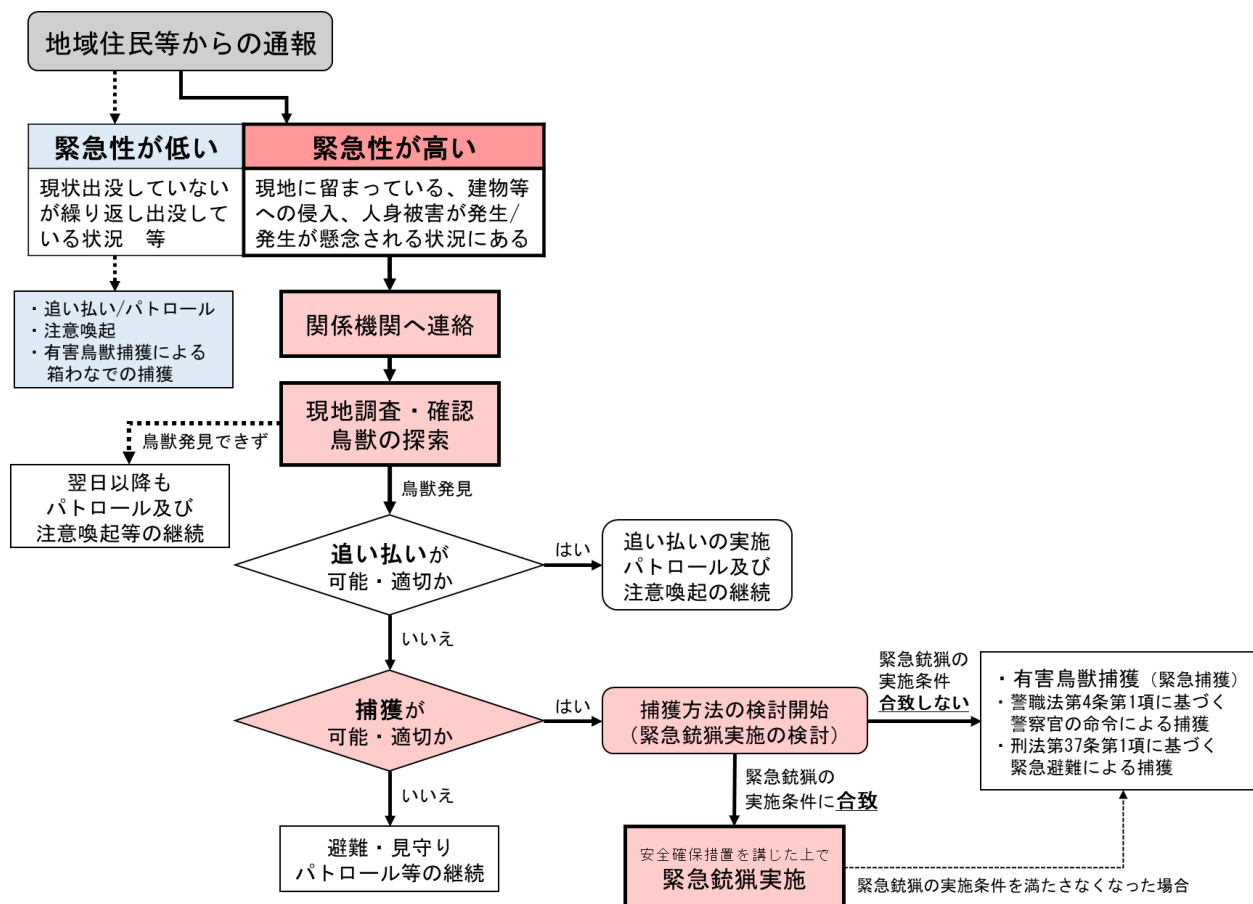
地域住民等からツキノワグマ出没の通報を受けた場合、必要な情報を聞き取り状況に応じた対応を検討する。

(緊急銃猟が実施可能となる4つの条件)

人の日常生活圏において、緊急銃猟を実施するためには、以下の①から④の条件をすべて満たす必要がある。

- ①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入している/侵入のおそれがある。
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。
- ③銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等が困難
- ④銃猟によって人の生命又は身体に対する危害を及ぼす恐れがない。

(図2) 通報から緊急銃猟の実施までの流れ



(表4) 参考：緊急性の判断

緊急性		
低い	中程度	高い
・山林での目撃 ・農地、養魚場等での<u>単発的な出沒</u>	・農地、養魚場での農作物等被害発生 ・山林内のキャンプ場、観光施設への出沒 ・市街地への単発的な出沒	・錯誤捕獲 ・人家等が隣接している農地、養魚場への出沒 ・一定区域への頻繁な出沒 ・人家、施設（敷地・建物内）等への侵入 ・人家、施設周辺での居座り ・人身被害発生
↓	↓	↓
注意喚起の実施 必要に応じた追い払いやパトロールの実施 有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな）	注意喚起の実施 必要に応じた追い払いやパトロールの実施 状況に応じ施設利用の一時停止 誘引物対策 （収穫物、残さ、ゴミの除去、適切管理） 侵入防止対策（電気柵） 有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな）	注意喚起の実施 有害鳥獣捕獲（緊急捕獲）の実施検討 緊急を要する場合は、緊急銃猟の検討
【共通】 ・県、町公式ホームページやSNS等による目撃情報等の発信 ・状況に応じ、広報車や防災無線を活用した幅広い周知の実施 ・緊急銃猟の実施に当たっては、条件の確認及び施設管理者への説明		

(2) 通報時の対応

地域住民等から通報があった場合、下記の項目のほか対応に必要な項目を聞き取り、関係機関へ周知する。

聞き取り後、出没場所や出没個体の行動、周辺の状況等を確認した上で、緊急銃猟に該当し得ると判断された場合には、速やかに警察署をはじめとする関係機関に連絡するとともに現場対応を行う者、庁舎に残り緊急銃猟実施の準備を行う者に分かれ、速やかに対応する。

出没場所が商業・観光施設等の人の利用が多い施設である場合には、施設管理者及び捕獲者にも連絡し、対応について調整を行う。

聞き取った情報については、町公式LINE等のSNSで情報発信・注意喚起を行うとともに、県自然保護課にも併せて報告を行う。

なお、人身被害が発生している場合は、緊急銃猟の実施に関わらず、警察署、消防署に対して速やかに情報提供を行うこと。

(表5) 目撃情報等の聞き取り事項

項目	内容
通報者/目撃者の情報	・氏名、連絡先 ・他機関への通報の有無
人身被害の情報	・被害発生時の状況 ・ケガの有無や程度 ・被害者の状況（わかる範囲で）
出没の種類と発見日時	・目撃/痕跡の種類 ・痕跡の場合はその種類（足跡、糞等） ・目撃/痕跡を確認した日時
出没場所	・住所や地番、目印等 ・目撃場所周辺の環境（交通状況、周辺での人の往来等） ・誘引物等の有無
クマの情報	・頭数、大きさ ・目撃時の様子（興奮している、隠れている等） ・目撃後の行動（木の上でカキを採食、山へ逃げた等）
対策状況 （※目撃場所が通報者の所有地等の場合）	・出没前後での対応状況（追い払い、誘因物除去等）

（３）射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定

地域住民等からのツキノワグマに関する通報内容及び現地の状況により、緊急銃猟の検討・条件の確認を行い、実施の判断をした場合、現場においては役割分担を改めて確認し関係機関と連携を図りながら、安全確保措置として交通規制の実施や住民への周知等を行う。

緊急銃猟の実施に向け、射線の方角を決定する際には臨場している警察官や捕獲者からの助言も踏まえながら、以下の点に留意すること。

（留意点１）バックストップがあることを確認し、射線方向には屋内外を含め人がいない状態とすること。

（留意点２）弾丸が引火物や爆発物に到達するおそれがある場合は、捕獲者等にも危険が伴うことから射線方向を再考すること。埋設ガス管等についても確認を行うこと。

また、交通規制を実施するまでに、規制を行う場所、期間、制限の内容等を一般の供覧に資するよう町公式LINE等のSNSに掲載し、内容の周知を図らなければならない。

(4) 緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施に当たっては、緊急銃猟を行う捕獲者が要件を満たしているか別紙1「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト(p.16)」を用いて確認を行い、日時氏名等の署名を求めることとする。(平時より緊急銃猟を実施可能な能力等要件を確認し、緊急銃猟の実施を委託する者を特定しておくことで、有事の際にはチェックリスト等根拠資料に変更がないことを現場で確認する運用が可能と考える。)

町は、捕獲者へ緊急銃猟の実施を委託し、証票を携帯させるほか、現場における留意事項や中止判断時の合図方法などの伝達を確実に行う。

なお、使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングについては、捕獲者の裁量による。

危険鳥獣の移動等により、緊急銃猟が実施可能となる4つの条件を満たせなくなった場合は、証票を回収する。再度条件を満たし、緊急銃猟の実施が判断された場合には改めて証票を付与すること。

緊急銃猟の実施の流れ及び各段階における役割については、図3(p.15)を参照

(5) 緊急銃猟実施後の対応

緊急銃猟の実施後、原状回復まで終了した場合は、町公式LINE等のSNSにより交通規制の解除や緊急銃猟終了について、周知する。

また、損失が発生したと思われる場合には、被害の状況を記録するとともに、相手方からの請求が必要となるため、原則3か月以内に請求するよう依頼する。(法令上の定めがないため、保険会社等に確認の上、市町村において要領等で別途定める必要がある。)

また、緊急銃猟の実績について、別紙3(p.18)の緊急銃猟実施報告様式を用いて、県自然保護課に対して速報を実施日から3日以内、正式報告版を7日以内に提出すること。提出先は、県自然保護課メール(shizen@pref.aomori.lg.jp)とする。

(SNS等発信用文章案)

【緊急銃猟を終了しました】

令和○年○月○日に野辺地町○○で実施した緊急銃猟は、○時に捕獲を確認し、すべて終了となりました。

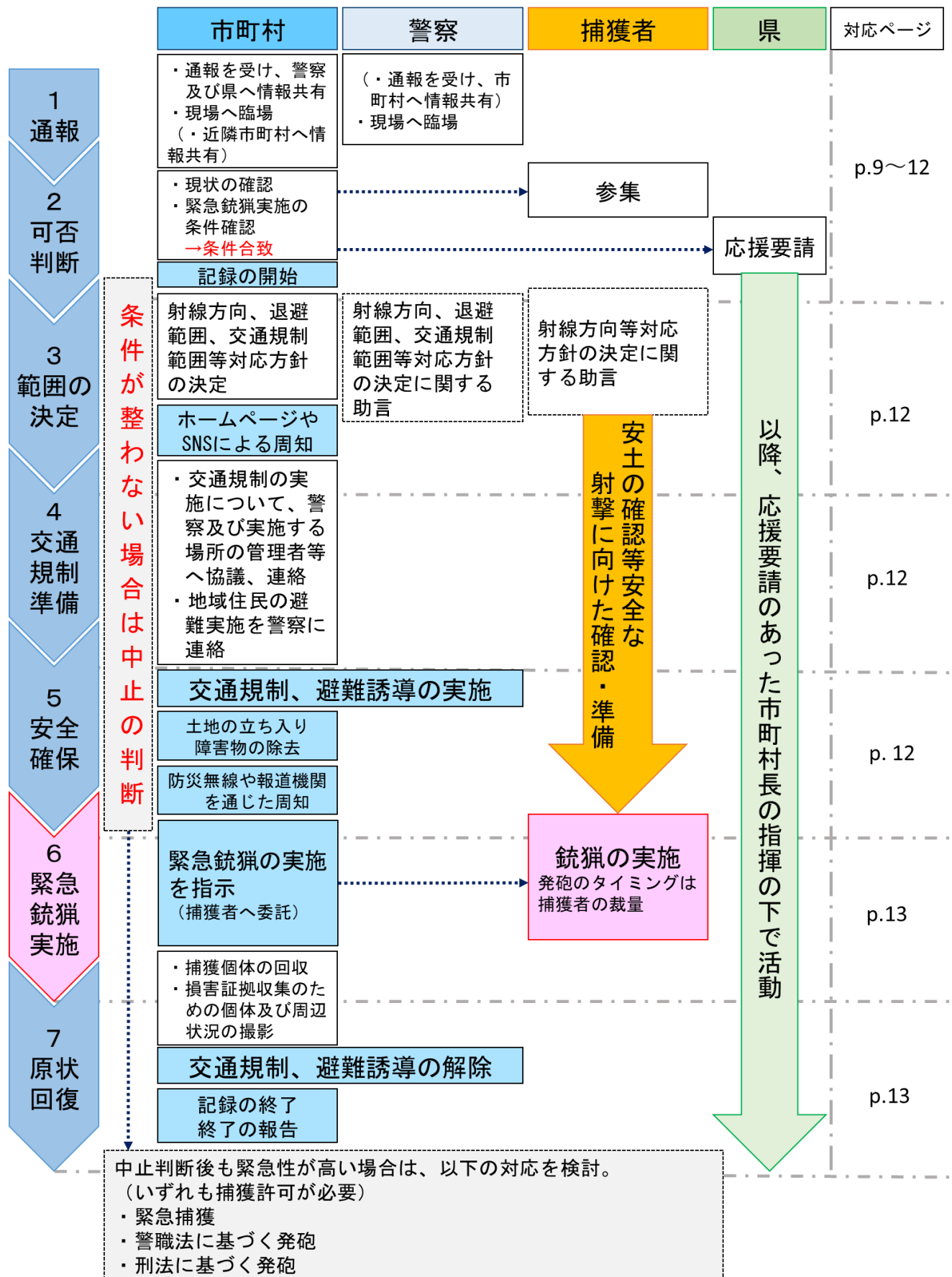
御協力いただきありがとうございます。

引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

(表6) 現場における役割分担

役割	対応者（人数は参考）	内容
捕獲者（射手）	鳥獣被害対策実施隊から推薦された者 （初弾で危険鳥獣の動きが止まらないことを想定し、複数が望ましい。 発砲順を決めておくこと）	緊急銃猟の実施者 現場判断
捕獲者をサポートする者	鳥獣被害対策実施隊 （捕獲者を除く）	捕獲者のサポート（捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な射手のサポート）
現場指揮者	産業振興課職員 2 名	銃猟実施までの意思決定、指示等を担当 ※銃猟実施に至るまでの間、警察、実施隊の助言を受けながら現場を指揮
情報連絡員	産業振興課職員 1 名以上	関係機関との連絡調整及び現場指揮者への情報伝達
広報担当者	産業振興課職員 1 名以上 総務課職員 1 名以上 （広範囲に及ぶ場合は適宜追加）	報道機関対応 公式ホームページ、SNS 掲載、防災無線及び広報車での呼びかけ
記録者	産業振興課職員 1 名～	ビデオカメラ等での記録
交通制限係	建設水道課 2 名以上 警察署	道路等における通行制限等
避難誘導係	建設水道課 2 名～	付近の住民へ避難を呼びかける
地権者等との調整者	産業振興課 1 名以上	土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者（土地の立入りを行う場合）と調整を行う。
原状回復担当者	産業振興課 2 名以上	個体処分と原状回復 情報連絡員が主体となっていく。

(図3) 緊急銃猟実施の流れ



別紙 1 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合 (麻酔銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合 (麻酔銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること (麻酔銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 (麻酔銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲 (ライフル銃 (特定ライフル銃を除く。)) にあつては次のイに掲げる範囲) に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢 (銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。) は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その町の判断により任意で記載する事項	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、町担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 (捕獲予定者) 名 前		

- ※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。(麻酔銃猟にあつては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。)
- ※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

別紙2 緊急銃猟確認チェックリスト

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第34条の4)	
	地域住民の避難は行われたか (法第34条の4)	
	広報 (HP や SNS、防災無線等) は行われたか (政令)	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか (政令) 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか (法第34条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

別紙3 緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはお回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

1. 基本情報

（1）緊急銃猟を実施した日時（★）

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載ください。

（2）緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載ください。
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:), 農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付してください。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出ください。

（3）天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

（1）危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類(★)		頭数(★) (親子の場合はその旨記載ください)		年齢		性別	オス メス

<次項に続く>

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料 」Box4 も必要に応じご参照ください。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡ください。					
個体識別 に係る DNA 検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡ください。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載ください。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載ください。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載ください。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害 ※該当がある場合に○をつけてください。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけてください。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

<次項に続く>

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載ください。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載ください。
捕獲者をサポートした者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載ください。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行った者		※役職や所属を記載ください。
通行制限を行った者		※役職や所属を記載ください。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
住民への避難を呼びかけた者		※役職や所属を記載ください。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
緊急銃猟の様子を記録した者		※役職や所属を記載ください。
場所の管理者・地権者との調整を行った者		※役職や所属を記載ください。
原状回復を行った者		※役職や所属を記載ください。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

--

<次項に続く>

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例:ライフル銃(銃の製品名ではなく、種類を記載ください。)	実包等の種類	※例:サボット弾(実包等の製品名ではなく、種類を記載ください。)	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載ください
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載ください。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載ください。				
概況図	※模式的な図等を交えて説明してください。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載ください。緊急銃猟ガイドラインP80～「事例」についても参考にしてください。 ※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。				

<次項に続く>

緊急銃猟の実施に係る対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載ください。2（2）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。
----------------	---

（3）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無（★）		有 ・ 無	
発射弾数		命中弾数	
		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無	跳弾の状況	
物損の有無		有 ・ 無	
物損がある場合の今後の対応			
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載ください。		

<次項に続く>

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対 応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの 作成に関する状況(名称等)	
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載ください。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。
また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。